平成３０年度　第１回大阪府障がい者自立支援協議会

開催日時：平成３０年９月２８日（金）　午後1時３０～午後３時３０分

開催場所：ホテルプリムローズ大阪　鳳凰

出席委員

石井　寛人　　社会福祉法人摂津宥和会　摂津市障害者総合支援センター

　茨木・摂津障害者就業・生活支援センター　施設長

　　（大阪府障がい者相談支援アドバイザー）

石橋　雅洋　　社会福祉法人門真共生福祉会　法人本部　管理者

　内村　正　　　大阪市　福祉局障がい者施策部　障がい福祉課長

◎大谷　悟　　　大阪体育大学　健康福祉学部　健康福祉学科　元教授

奥田　雅博　　社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団　きたおおさか福祉センター長

兼明光ワークス所長

尾崎　哲一　　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　大阪支部

大阪障害者職業センター所長

上林　孝子　　公益社団法人大阪府看護協会 副会長

小尾　隆一　　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会　常務理事兼社会政策研究所長

三田　康平　　特定非営利活動法人大阪府重症心身障害児者を支える会　事業部長

城本　徹夫　　一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会　理事

　谷口　泰司　　関西福祉大学　社会福祉学部　教授

辻　博文　　　医療法人清風会　茨木病院　法人事務局次長兼診療支援部副部長

（大阪府障がい者相談支援アドバイザー）

中井　悌治　　一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会　会長

西滝　憲彦　　公益社団法人大阪聴力障害者協会　常任理事

　前川　たかし　一般社団法人大阪府医師会　理事

森川　護　　　摂津市　保健福祉部　障害福祉課長

山本　幸良　　一般社団法人大阪精神科病院協会　理事

◎は会長

○事務局

　まだ、お揃いでない委員の方もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただ今から「平成30年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会」を開催させていただきます。

　まず、会議の開会に先立ちまして、福祉部障がい福祉室長の福本よりご挨拶申し上げます。

○事務局

　大阪府福祉部障がい福祉室室長の福本でございます。本日は、皆さま、大変、お忙しいところお運びいただきまして誠にありがとうございます。平成３０年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会の開催にあたりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

　皆さまには、お忙しい中、当協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

　さて、当協議会は、障がい者総合支援法に基づく大阪府の附属機関であり、その役割として、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等との連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っていただくものでございます。このため、当協議会は、大阪府全域の支援体制の整備に向けました主導的役割を担う協議の場、とりわけ、地域における障がい者支援のバックアップにおいて極めて大きな役割を果たすものと考えております。

　大阪府といたしましては、各市町村において設置されております、地域自立支援協議会との連携を強化して、全体の底上げを図ることが重要であると考えております。どの地域に暮らしていても、障がいのある方の自立生活と社会参加が実現されるように引き続きしっかりと取組んでまいりたいと存じます。

　本日は、地域支援の取組みとして、昨年度から引き続き実施しております、地域自立支援協議会への障がい者相談支援アドバイザーの派遣についての中間報告をさせていただくとともに、今年度、新たに行いました地域自立支援協議会へのヒアリングの結果等についてご報告のうえ、今年度の派遣先候補等についてご説明をさせていただきます。

　委員の皆さまには、当協議会での議論が障がいのある方々の地域での自立と安心して暮らすことができる社会の実現に向け、有意義なものとなりますよう、忌憚のないご意見・ご提案をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

○事務局

　それでは、本日、ご出席の委員の皆さまをご紹介いたします。

　大阪体育大学健康福祉学部健康福祉学科元教授であり、本協議会の会長であります大谷委員です。

　社会福祉法人摂津宥和会摂津市障害者総合支援センター　茨木・摂津障害者就業・生活支援センター施設長　大阪府障がい者相談支援アドバイザーの石井委員です。

　社会福祉法人門真共生福祉会法人本部管理者の石橋委員です。

　大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課長の内村委員です。

　公益社団法人大阪聴力障害者協会常任理事の西滝委員です。

　社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団きたおおさか福祉センター長兼明光ワークス所長の奥田委員です。

　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部大阪障害者職業センター所長の尾崎委員です。

　公益社団法人大阪府看護協会副会長の上林委員です。

　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会常務理事兼社会政策研究所長の小尾委員です。

　特定非営利活動法人大阪府重症心身障害児者を支える会事業部長の三田委員です。

　一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会理事の城本委員です。

　関西福祉大学社会福祉学部教授の谷口委員です。

　医療法人清風会茨木病院法人事務局次長兼診療支援部副部長、大阪府障がい者相談支援アドバイザーの辻委員です。

　一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長の中井委員です。

　一般社団法人大阪府医師会理事の前川委員です。

　摂津市保健福祉部障害福祉課長の森川委員です。

現在の委員は、配布しております、名簿のとおりでございます。本日は、委員数２６名のうち、１６名のご出席をいただいております。大阪府自立支援協議会規則第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

　続きまして、事務局ですが、障がい福祉室関係課が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、議事に移ります前に、お手元の資料をご確認ください。

　次第、配席図、委員名簿

資料１　大阪府自立支援協議会による地域支援の取組みについて

別添１　大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣にかかる中間報告について

別添２　補完ヒアリングの主な内容

資料２　各部会の取組み状況について

添付資料　大阪府域における均衡ある障がい者スポーツ支援体制とのあり方検討部会中間報告及び概要版

　資料は以上でございます。不足等はございませんでしょうか。

　また、事務局からお願いがございます。本協議会は、運営要綱の規定により、原則、公開となっております。個人のプライバシーに関する内容についてご議論いただく場合は、一部、非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくことになりますので、プライバシーに関わるご発言をされる場合はお申し出ください。

　そして、この会議では、手話通訳を利用されている委員、拡大版の資料を使用されている委員がおられます。情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃってください。手話通訳ができるよう、また、当事者の委員が聞き取ることができるようにゆっくりかつ、はっきりとご発言をお願いいたします。

　それでは、本協議会規則第５条に基づき、本日の議長を大谷会長にお願いいたします。

大谷会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長

　改めて、皆さんとお会いできてうれしく思っております。本日はよろしくお願いいたします。台風も近づいておりまして、被害甚大の中、こうしてご参集いただき、大変、ご審議賜るということをありがたく思っておりますので、時間の許す限り、皆さんのご意見を参考に議論を進めたいと考えています。

　それでは、まず、議題の１になりますが、大阪府の障がい者自立支援協議会による地域支援の取組みについてということから始めたいと思っております。事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

　それでは、議題１に関しまして、事務局の障がい福祉企画課からご説明させていただきます。

　まずは、資料１をご覧いただけますでしょうか。昨年度の協議会におきまして、「地域自立支援協議会を核にした地域ネットワークの構築」を軸に相談支援アドバイザーと連携しながらということで、具体的には、地域協議会の現状を把握し、課題や対応策を整理・検討し、その解決のためにアドバイザーを派遣していくという取組みを行っていくということでご了承をいただいているところでございます。これを受けまして、平成２９年度開始分として２カ所の協議会に派遣を開始しておりますので、この２カ所の現状についてまずは、資料の別添１でご報告させていただきます。資料は、移って恐縮ですが、別添１のほうをご覧ください。

　まず、Ａ協議会からのほうですが、Ａ協議会につきましては、その主な派遣決定の理由としましては、協議会の会議体制を刷新するなど、活性化に向けた取組みを進める一方で、新体制における関係機関のネットワークの構築や、協議会で整理・蓄積されてきた地域課題に関する協議など、限られた人員の中で今後取組んでいく新たな課題への対応も求められる状況ということでございまして、新体制のもとで協議会運営のさらなる強化を図るべく、基幹相談支援センターの機能強化に向けてアドバイザーが助言等、後方支援をしていくということでございましたが、実際に行ってきた支援内容としましては、基幹相談支援センターの機能強化のためには、まず、相談支援について適切な役割分担とスキルアップが必要という方向性、それから、計画の評価を基幹相談支援センターを中心に行っていくことを共有していくという流れの中で、アドバイザーのほうで助言等、後方支援を行ってきているところでございます。また、アドバイザーが事例検討会や相談支援定例会にも参加し、適宜、助言を行ってきているところでございます。

　このような中で、例えば、相談支援定例会の参加者の活発な意見交換が進むなど、本人中心の支援を行うための評価体制が必要ということや、地域課題の抽出に対する視点という気づきが生まれてきているところでございます。

　今後の見通しとしては、基幹相談支援センターを中心に計画の評価による自治体全体における相談支援のスキルアップと地域課題の抽出及びその解決方法の検討体制というところまで視野に入れて引き続き派遣により後方支援をしていくというところでございます。

　続きまして、裏面になりますが、Ｂ協議会について。こちらは、主な派遣決定理由としましては、基幹相談支援センターが未設置であることから、今後の協議会の目指す姿を踏まえ、基幹相談支援センターの役割や、設置までの間の補完の形など、整理されることが望ましい状況であったことや、併せて、協議会運営の活性化のため、その役割分担や協議の場においての地域の実情に応じた体制整備について客観的に助言を行っていこうとするところからでございました。これまで実際に派遣先において、行ってきた支援内容としましては、まず、自治体に対し、協議会運営や相談支援体制の状況や方向性について聞き取りを行い、自治体と委託相談支援事業所からなる協議会事務局の会議にアドバイザーが参加し、助言していくという方向性を互いに共有しました。そして、事務局会議において、協議会運営での困りごとを聞き取り、今後は、個別課題の集約から地域課題の抽出をする重層的な相談支援体制について構築、あるいは、役割分担という点で検討していくこと。併せて、基幹相談支援センター設置について協議していくことを確認してきました。

　ただ、当協議会におきましては、このような協議をどのような場で官民共同で実施していくか検討中であり、また、協議会としての目指す方向性や、課題整理についてもまだ協議会事務局内部で意見集約がしきれておらず、今後、さらなる調整が必要な状況となっております。一方、「第三者の客観的な助言が必要」というところについては、協議会でも認識されていることから、引き続きアドバイザーの派遣により、他の協議会の先進事例や客観的な助言を行うことで官民共同での議論が活性化するように目指していこうとしているものです。

　このように、協議会事務局内で意見集約が未完という面も見えてきたところでございますが、引き続き、長期的な派遣も視野に入れ、方向性を模索しながら取組んでいこうとしているところでございます。

　以上、平成２９年度に開始した２カ所の協議会にかかる派遣状況の報告でございます。

○会長

　はい。ありがとうございます。ただ今、事務局から平成２９年度のアドバイザー派遣に関わる報告をいただいたところでございます。これについて何かご意見等あればお伺いしたいと思います。何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員

　よろしいでしょうか。

○会長

　どうぞ。

○委員

　ここにアドバイザーという言葉が何回も出てきていますが、このアドバイザーというものは健常者のことですか。障がい者のことですか。

○会長

　相談支援ですね。

○事務局

　事務局よりご説明いたします。ここのアドバイザーといっておりますのは、障がい者相談支援アドバイザーのことでございまして、昨年度の協議会におきまして、その障がい者相談支援アドバイザーとこちらの大阪府の協議会で連携して市町村の自立支援協議会に対して派遣という形で後方支援を行っていこうということで方向性を出してきたところでございますので、実際にその相談支援アドバイザーが入っているというところでございます。ですので、実際にはその相談支援アドバイザーに就いていらっしゃる方ということになります。

○委員

　これは、アドバイザーですが、私は今、変なことをいっているかもしれませんが、障がい者あれでしょう。これは。今の会議がね。そうすると障がい者の意見というか、障がい者のことが健常者にわかるのか、アドバイザーとしてわかるのかと思ったりするのですよ。

○事務局

　この障がい者相談支援アドバイザーが、元々どのようなところがアドバイザーということでやってきているかということについて簡単にご説明をさせていただきますが、この相談支援アドバイザーは、相談支援の評価をしていこうというところで、もともとは、その地域において相談支援体制の整備を進めていくというところで、地域のネットワーク構築に向けた指導や調整などを行っていくというところで置かれているものでございますので、実際にその地域のネットワークであったりとか、その相談支援体制に対するところという意味では、助言していただける立場ということでアドバイザーとして入っていただいているところでございます。

○会長

はい。了解いただけましたか。

○委員

　ちょっとわからないけれども。よろしいですわ。

○会長

　よろしいですか。また、事務局から後ほどでもご説明に上がります。

○委員

　これは私、何かといいますとね、門真市でも地域のあれをやっているのですよ。実際にね。会議も２回か３回くらいやっています。そうすると、身体障害者がどうの。例えば、今まで、年末に行われる障がい者週間もね、メモ帳配りなどしていたが大阪府はやらないし、だんだん、小さくなったりする。そのようなことがあるのですね。そのような障がい者に対してのあれが、だんだん意味がなくなって、きておる感じがするのですよ。だから、そのような面に対して「大きくやっていこう、やっていこう」といっても自立支援協議会では難しいのではないかと私は思うのです。意見をお聞きしたいと思うのですが、私はもう聞いているからよいのですけれどもね。皆さんに聞いていただきたいと。

　障がい者に対することに対しまして、だんだん、だんだん、小さくなってきているといいますか、人権のなんとか、今、人権のあれで名前も住所も言うてはいかんとなってきておりますんで、先に自治体という名前が出てきていましたよね。自治体がどうのこうのということで。この中に。そうすると、自治体でも回覧板でも、「いらない」というところもあります。私も班長をしていますが。「もう、自治会もいらない」というところもあるのですよ。回覧板もいらないと。そのようなところまでどのようにまとめていくのかと不思議に思うのです。

　だから、そのようなことを少し取り上げてもらうとかいうことを納得していただくようにしてはどうかと思うのです。

○会長

　はい。ありがとうございます。ご意見は賜りましたのでまた、審議の中で検討させていただきたいと思います。いったん、引き取らせていただいてよろしいですか。

○委員

　はい。

○会長

　はい。ありがとうございます。いただいた意見を参考に少し前に進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

　ほか、特になければ少し前に進めさせていただきます。またあとで皆さんのご意見を伺いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○一同

　はい。

○会長

　ありがとうございます。それでは、ただ今の報告について一旦、前に進めさせていただくようにします。そのあと、資料２の別添の説明についてお伺いしたいと思います。

○事務局

　それでは、引き続き事務局から平成３０年度実施にかかる分につきましてご説明を申し上げます。平成３０年度につきましてもこの地域自立支援協議会の活性化のために昨年度、実施しましたアンケート調査の結果等を参考に相談支援アドバイザーの派遣の取組みを続けていくというところで前回の協議会でご了承いただいたところでございますが、今年度の派遣先を検討するにあたりましても、昨年度同様、実状把握の観点から補完ヒアリングを実施しております。補完ヒアリングの実施先を選定するにあたりましては、昨年度着目しました、個別支援を通じた相談支援体制や相談支援の役割分担等について、また、個別課題の集約から、地域課題を抽出する仕組みが構築されているかという点は残しつつ、協議会における支援ネットワークや地域課題を拾い上げ、解決していく過程が機能しているかという視点も含めております。

　こうして、昨年実施したアンケート調査だけではなく、昨年度末に行いました地域自立支援協議会情報交換会で把握できた地域の状況や、基幹相談支援センターに対するアンケート結果なども含めて総合的に判断してきました。また、実施してきたアンケート調査等のみでは、状況を把握しきれない協議会についても広く候補先とし、府内における協議会の現状把握に努めるという観点で派遣先を選定してまいりました。

　このような形で検討をしました結果、８つの地域自立支援協議会に対し、補完ヒアリングを実施しました。それぞれの協議会へのヒアリング内容につきましては、資料の別添２で記載しておりますのでこちらをご覧いただければと思います。

　まずは、Ａ地域の自立支援協議会についてですが、ここでは今年度より基幹相談支援センターを設置したところでございまして、協議会は、自治体と基幹相談支援センターとで運営しているところでございます。専門部会から出された課題は、定例会で共有され、課題整理までは一定、進んでおりますが、解決が困難な課題もあるという点。また、当地域では、社会資源が不足しており、他市の事業所の利用などとなっているところですが、このようなケースにおける個別課題の抽出についても課題と考えているところでございます。

　また、Ａ協議会においては、他の協議会の状況を参考にしながら協議会の今後の運営に関しても検討していきたいという側面もあり、これらを踏まえ、第三者の意見も入れていきたいという意向を持っているところでございます。

　続いて、Ｂ協議会でございます。ここでは、協議会運営は、自治体と基幹相談支援センターで行っております。古くから、相談支援のネットワークを形成し、豊富な人材とノウハウを蓄積してきた経緯がある一方、基幹相談支援センターはようやく軌道に乗り出したところであり、限られた人員体制で取組んでいくべき課題も多い状況にあります。また、協議会において、地域課題としての課題整理は行われますが、解決に至らないものも多いという実情もあるところでございます。

　障がい児支援に関しては、関係機関とのネットワークのさらなる充実が課題となっており、障がい児の計画達成率は低調という実情もあります。

　このようなことから、基幹相談支援センターの機能強化と障がい児相談支援の強化に課題意識を持っているというところでございます。

　続きまして、裏面にいきますが、Ｃ協議会でございます。ここの協議会では、基幹相談支援センターが未設置であり、設置に向けて検討していこうとはしていて、行政直営というものも視野に議論されてきたという経緯もございます。また、障がい児支援のネットワークや課題が共有され、協議はされているが、解決に向けてといったところも課題ということもございますが、まず、現状においては、基幹相談支援センター設置の議論の前段として、相談支援体制について事務的に整理が必要という認識を持っているというところでございます。

　続きまして、Ｄ協議会でございます。ここでは、協議会は２つの自治体の共同設置により運営されておりまして、基幹相談支援センターは未設置でございます。基幹相談支援センターについては、個別に行政直営という考えが出たこともございますが、一方、協議会の共同設置ということで、「基幹相談支援センターの協同設置がよいのではないか」という意見も出たりしているところでございます。

　また、ボトムアップ型で課題抽出をしていくことについては、なかなか十分とはいえず、特に相談支援から協議会での課題吸い上げに課題が残っており、また、相談支援専門員のスキルにも差があるというところで、当協議会では、まず、相談支援専門員のスキルアップという点で次年度に向けて検討しているところでございます。

　続いて次のページですが、Ｅ協議会についてでございます。ここでは、基幹相談支援センターは平成２９年度より設置されておりまして、また、課題は専門部会から上がってきたものは事務局会議でとらまえた上で、運営委員会、全体会と上がっていく状況となっています。一方で、任意の連絡会もございますが、こちらのほうでも課題共有がなされているところから、この課題をも吸い上げていくよう、連携できることを視野に「組織再編をしたい」との意向があり、まず、内部で検討を行っている状況でございます。

　続きまして、Ｆの協議会ですが、基幹相談支援センターはすでに設置されておりまして、古くからのノウハウをうまく持つ相談支援事業所とそれぞれ得意分野を生かす形で相談支援に当たってきております。協議会の事務局は、基幹相談支援センターのほうで担っております。新規での相談支援事業所は、任意の連絡会として、その活動において課題を抽出し、協議会と連携を取っていて、個別支援会議から上がってきた課題なども定例会で共有しております。また、新たに協議会に加わる関係機関に対し、協議会への理解の働きかけを行っているところですが、その認識共有に向けては、課題がある状況となっています。現行体制を続けていく中で、時期を見て他の好事例なども参考にしていきたいという意向を持っているところです。

　続いてまた、裏面になりますが、Ｇ協議会でございます。ここの協議会では、基幹相談支援センターは未設置であり、協議会事務局は自治体と委託相談支援事業所で担っております。基幹相談支援センターの必要性も含めた方向性について、内部で検討中であり、当面、さらなる検討を内部でしていきたいという意向でございます。

　最後にＨ協議会ですが、このＨ協議会につきましては、昨年度におきましてもいったん、ヒアリングを行っております。その際には、協議会の体制見直しに関し、その方針整理を内部で行っていたところでしたので、時期的な観点から昨年度は、派遣候補から見送っていたところですが、この度、体制再構築に向けて方針が一定、整理されまして、相談支援アドバイザーの派遣に対する意向が示されましたので改めて補完ヒアリングを行ったところでございます。

　体制見直しとしては、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所の役割を再編成しておりまして、また、サービス種別を超えて地域の諸課題を検討すべき専門分野ごとに検討するようにという点から体制の見直しを行っていくということを予定しておりまして、この点につきましても、アドバイザーの助言が欲しいという意向を示されているところでございます。

以上が８つの協議会に対する補完ヒアリングの内容ですが、ここで、資料が前後しますが、資料１に戻っていただけますでしょうか。

　このように８つの協議会に対し、補完ヒアリングを行いました結果、大阪府障がい者相談支援アドバイザーからの意見を踏まえまして、アドバイザーの派遣により効果が期待できると思われる協議会、新たに３つに派遣を開始していきたいと考えて候補を挙げております。その３つの候補を資料１の裏面に記載しております。

　１つ目は、Ａ協議会ですが、こちらのＡ協議会につきましては、部会等から出された地域課題を定例会で協議検討するなど、これまでの協議会運営におきましては一定のプロセスを構築してきておりますが、一方で、当地域では社会資源が限られておりますことから、近隣の資源情報を関係者間で共有し、コーディネートする機能も求められているところでありまして、また、そのようなケースにおける計画、サービス等利用計画の評価やそこからの課題抽出によっては、課題の残るところとなっております。

　これらを踏まえた計画評価等の実施により、相談支援専門員のスキルアップとともに近隣市域をも含めた地域診断につなげるよう、支援していこうとするものでございます。

　また、当協議会は、設立当初より関係機関によるネットワークを構築し、地域性を生かした協議会運営を行ってきているところでございますが、当事者を取り巻く状況の変化等に応じた協議会運営となるよう、第三者の視点を入れ、協議会の目的などを再確認した上で、協議会の活性化を図っていくべく、派遣により支援・助言を行っていこうとするものでございます。

　続きまして、２つ目のＢ協議会でございます。この協議会では、設立以降、相談支援のネットワークを形成し、ノウハウも蓄積してきています。基幹相談支援センターも各取組みを積極的に実施しておりますが、限られた人員体制の中で取組むべき課題も多い状況となっております。地域課題の解決に一層、進んでいく上では、基幹相談支援センターと相談支援事業所が適切に役割分担を行い、相談支援の強化をしていくことが重要であるということ。また、障がい児相談支援のきめ細かな実施を行っていくという観点にも目を向けまして、基幹相談支援センターの機能強化に向けた助言を行っていくことで協議会運営のさらなる強化、地域課題の解決に向けた後方支援を行っていこうとするものでございます。

　最後に、３つ目としてＨ協議会でございます。この協議会は、先ほどのヒアリング内容のところでも説明申し上げましたように、昨年度はいったん、見送りましたが、今年度、派遣についての意向が示されたものでございます。これまでは、各専門部会から提起された地域課題を解決することに関して協議をしてきましたが、今後は、サービス種別を超えて地域の課題を議論していく体制整備を検討しようとしているところでございます。

　この体制再構築にかかる後方支援として、運営協議会議等への参画を通じて助言・支援を行っていこうとするものでございます。

　以上、資料に沿って３カ所の協議会へのアドバイザー派遣について説明をさせていただきました。ご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

○会長

　はい。ありがとうございます。今、事務局から報告がございました。先ほど、委員からご指摘があったように地域でいろいろな形で孤立する方々、あるいはそういった親御さんが高齢で、あるいは、障がい当事者の方も高齢で、そのような個々の事例、それらを拾い上げながら地域でどう支えるかというそういうネットワークがないとなかなか進展が見られないということで、この地域自立支援協議会というものが法律で設置について規定され、進められてきたわけであります。その中でアドバイザーを派遣して、この自立支援協議会が地域の課題に取組んでいただくネットワークを作るためにどのような役割を果たすことができたのか。あるいは、これからまたどのような役割を期待できるのかというようなことで大阪府としてもご尽力をいただいているということで報告という形になっております。はい。今の事務局の報告について何かご意見等、いかがでしょうか。特にございませんか。

○委員

　大阪府の障がい者相談支援アドバイザーをさせていただいております。今、話の中で何度も出てきている相談支援アドバイザーという者は私なのですが、今、会長から補足説明をしていただいたとおりなのですが、なかなか、たぶん今の説明の中では何をする人なのか、何のために派遣するのかというところもピンときづらいところもあったと思うのですが、会長が説明してくださったところに乗っかる形で申し訳ないのですが、一昨年、２年前から計画相談、サービス等利用計画が全障がい者の方たちにプランを書くということが制度化されて、プランはどんどん書いてあがってきているのですが、実際、この場は府の自立支援協議会ということで、私たちがこれから行かせていただくのは、各市町村の協議会ということになります。実際にそのプランの中から市町村の中でどのような課題が出てくるものか、市町村の中で吸い上げられてこないと駄目なのですね。その市町村の中で解決できない課題がこの府の協議会のテーブルの中にあがってくる。いろいろな課題が地域から集約されてくるということが本当は理想的な集約方法になってくるのですが、現状はまだまだ個別の相談支援の中から障がい者の方たちがお困りであること、いろいろな課題を抱えられていること、解決できないことという課題がここのテーブルまで届くということがまだまだきちんとあがって来ない中で、その課題の一つが市町村の協議会の中でそのような吸い上げる仕組みがなかなかできないであるとか、そのような地に足のついた話があがって来ないという課題が今、あがってきているのですね。そして、なかなかその市独自の、市の中だけで議論をしていても、狭い中で議論が二転、三転してしまって煮詰まってしまうということがよくありますので、協議会そのものについては、各市独自のものが作られてもよいと思うのですが、私たちが派遣されて目指していきたいところは、その現場の困っていることが吸い上げられてくる仕組みをうまく作ることができるような助言ができればと思っております。願わくば、そこからあがってきた課題がこの府の協議会のテーブルにあがるような仕組みづくりができればと考えております。少し補足になります。

○会長

　はい。ありがとうございます。ほか、ご意見などはいかがでしょうか。よろしいですか。

　はい。そうしましたら少し前に進めさせていただいて、また、最終的にご意見等があればお伺いしたいと思います。少し前に進めさせていただきたいと思います。

　それでは、議題の２つ目になります。大阪府障がい者自立支援協議会各部会の下で活動をいただいている部会の報告に移りたいと思います。各部会のそれぞれの状況について事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

　生活基盤推進課でございます。それでは、お手元資料２の１枚目。「地域支援推進部会」の取組み状況からご報告をさせていただきます。

　まず、表面の平成２９年度の開催実績についてでございますが、「地域支援推進部会」におきましては、部会の本体とそれから、精神障がい者地域移行推進ワーキンググループにつきまして、昨年の８月に委員改選を行いまして、部会と精神障がい者の地域移行推進ワーキンググループをそれぞれ２回、開催したところでございます。

　まず、「地域支援推進部会」におきましては、入所施設や精神科病院からの地域移行の推進、地域生活支援拠点等の整備促進、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築いたしますための支援体制を当面の検討事項であると考えております。

　昨年度は、施設や病院からの地域移行や地域生活支援拠点等の整備の現状に関する資料をもとにそれぞれが抱える課題についてご意見を伺ったところでございます。また、精神障がい者地域移行推進ワーキンググループにおきましては、府が実施をいたします長期入院精神障がい者の退院促進事業につきまして、専門的な見地からご意見をお伺いいたしますとともに、第５期大阪府障がい福祉計画にございます、地域包括ケアシステムの構築に向けた保健、医療、福祉関係者による協議の場としてワーキンググループをこの都道府県の協議の場と位置づけたところでございます。

　次に裏面をご覧いただきまして、今年度の予定でございます。「地域支援推進部会」におきましては、入所施設からの地域移行と地域生活支援拠点等の整備につきまして、昨年度、部会よりいただいたご意見と、それから、今年度府が実施をしております市町村へのヒアリングであがってきた課題を踏まえまして、今後、具体的な大阪府としての支援策について検討いたしますため、基盤整備促進ワーキンググループを立ち上げることとし、現在も委員の選定中でございます。

　また、精神障がい者地域移行推進ワーキンググループにおきましては、本年２月の会議に引き続きまして、６月の会議におきまして、地域包括ケアシステムの構築に関する市町村ごとの協議の場の設置運営に関する手引きの作成に向け、ご意見をいただいたところでございます。手引きにつきましては、７月より市町村にご説明と配布を行っている所でございます。

現在、精神科病院から退院される方を対象に退院先に関する調査を本年、９月から１１月にかけて実施中でございまして、今後、地域のサポート体制等の検討を行っていくことといたしております。以上でございます。

○事務局

　引き続きまして、障がい福祉企画課より「障がい者虐待防止推進部会」についてご説明をいたします。資料２「障がい者虐待防止推進部会」のページをご覧ください。資料に沿ってご説明をいたします。

　部会等の検討テーマ、平成２９年度の到達目標は資料に記載のとおりでございまして、障害者虐待防止法に基づく平成２８年度の対応状況等に関する調査における府の状況と虐待対応の取組みを報告し、今後の障がい者虐待防止施策について検討を進めることでございます。

　平成２９年度の開催実績でございます。左側の欄でございます。平成３０年の２月に１回、開催をしております。右側に移っていただきまして、平成２９年度の検討結果の概要をご覧ください。この部会ですが、障害者虐待防止法第３９条の都道府県における関係機関との連携協力体制整備の趣旨を踏まえ設置されております。

　１つ目の■でございます。平成２８年度府内における障害者虐待の対応状況の概要について、調査結果を報告をいたしました。具体的内容なのですが、養護者・施設従事者による虐待ともに通報件数、認定件数が全国最多であること、全国と比較してほかの虐待対応における傾向などについてでございます。

　次、２つ目の■でございます。また、府の障がい者虐待対応に関する取組みについて報告をいたしました。こちらなのですが、①から③までございます。それぞれの項目の読み上げは、時間の都合上、省略をいたしますが、抜粋して申し上げますと、市町村における虐待対応力向上のための研修実施や、府内の基礎自治体が参画したワーキング実施、虐待の早期発見・未然防止のための啓発リーフレット作成、配布などを行いました。

　最後の■でございます。警察や労働局との実務連携。市町村に対し、弁護士・社会福祉士の専門職派遣実施。関係機関との連携強化について意見交換を実施いたしました。

　それでは、裏面をご覧いただけますでしょうか。部会等の検討テーマ、こちらにつきまして、平成３０年度の到達目標は、平成２９年度と同様でございます。

　平成３０年度の開催時期ですが、平成３１年の２月の上旬を予定しております。

　資料右側に移っていただきまして、これまでの進捗状況と今後の予定についてでございます。内容は１つ上の■。厚生労働省の平成２９年度府内における障がい者虐待の対応状況の概要について調査結果を報告させていただく予定となっております。

　２つ目の■でございます。ほかには府の虐待対応に関する取組みについて市町村職員向け研修の件や、特に平成３０年度の新たな取組みとしまして、市町村ワーキングにおきまして、市町村職員が自主的に研修できるよう、障害者虐待防止法及び法に基づく対応について基礎的知識や事例を通じた虐待対応が学べるような研修テキストの作成を目指して、現在、ワーキングメンバーの意見をいただきながら作成しているところでございます。

　最後の■でございます。こちらは、平成２９年度と同じ内容になるため、説明は省略いたします。

　以上、障害者虐待防止推進部会の説明を終わらせていただきます。

○会長

　はい。ありがとうございました。報告がございました。ここまでで少し皆さまのご意見をお伺いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

○委員

　地域支援推進部会の地域生活支援拠点について質問をさせていただきます。

　すでに整備されている地域の地域生活支援拠点が整備後、うまく機能しているかとか、どういった状況で動いているかというところをわかる範囲で教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長

　はい。いかがでしょう。

○事務局

　生活基盤推進課でございます。地域生活支援拠点でございますが、この第５期の障がい福祉計画におきまして、平成３２年度末までに各市町村あるいは、合同で１カ所設置をしていただくということになっております。現在、整備済みのところでございますが、吹田市、豊中市、堺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市。この富田林市、河内長野市、大阪狭山市はこの３つのところで１カ所でございますが、この合計６市４カ所で設置をなされております。設置をされたところについて、府でヒアリングを行っておりますが、いずれの市からも、設置をしたから必ずしもこれでよいのだという状況にはないということでございまして、例えば、拠点型として設置をされましたところにつきましては、拠点のその施設だけの機能では少し不十分でありますので、面的にまで広げる必要があるということで現在、他の事業者さんとも連携について模索をされていたり、あるいは、この平成３０年の国の報酬の改定におきまして、この地域生活支援拠点にかかる報酬が設定されたのですが、いずれも自分たちがやっている施策とは少し違うところで今、報酬が設定されているということで、それとの少しズレで悩んでおられたり、あるいは、例えば、重度の方がいきなり緊急で来られても、状態がわかっていないことには、なかなかうまく支援が行えないといったような現実に直面されておりまして、いずれの市さんも試行錯誤で現在、されているという状況でございます。

○会長

　はい。よろしいですか。ほかの委員の方、いかがでしょうか。特にございませんか。

○委員

　私から特にその質問というわけではありませんが、このような意見があることだけ申し上げたいと思います。

　先ほどの説明の中で、虐待防止のところで、府のその虐待に対する取組みに関して、その２点目の虐待の早期発見・未然防止といったところで、平成２９年、平成３０年度もその啓発用リーフレットの作成・配布となっておりますが、これは意見としてですね。これをやり続けたからと言って、私はたぶん、５０年経っても虐待の早期発見や未然防止にはつながらないだろうと思っております。例えば兵庫県ですと、療育手帳を発行している。子どもの間は２、３年に一度は現認確認していますが、もう成人になると放ったらかしなのですね。サービスを利用していれば、障がい支援区分の度に何らかの目が入りますが、支援がいるといって手帳が出ていても、成人になるとサービスを利用していなければ家族が支援しているはずなのですが、もう行政としてはまったく、見にも行っていないので、そこを例えば、「確認しに行きますよ」とかあるいは、その年金も書類のやり取りだけと違って、３年に１回くらい何かしますよとかそのような試みが相談支援事業を使ってするなりしてやっていかなければ、虐待防止法と書いていますが、実際に市町村がやっているのは、起きるまでじっと待っていると。そしてどのように対応するか。法律とはまったくかけ離れたことをやっているので、それを例えば、そのリーフレットを作成し続けても私は、５０年経っても変わらないのではないかとそのような意見だけです。

○会長

　大阪府は残念なことに、３年連続トップを走っているという不名誉な状況にあります。それを権利意識が高いからだというとらえ方もありますが、３年連続続けてそのままずっとある、あるいはまた、最近でも起こっていますが死亡事故ですね。施設虐待、あるいはそのようなグループホームでの虐待死。これが後を絶たない。やはり命の尊さを考えると、委員のおっしゃったことは本当にそのとおりだと思っているわけでございます。

　大阪府においてもいろいろと取組みをしていただきました。かつては３年前、評価会議ということで、大阪社会福祉士会に委託して各施設、全部の障がい者施設を回って、そして虐待の芽を摘むということで評価事業をやったわけであります。やったのだけれども、この結果というようなことになると、やはり、その施策のあり方がどうだったのかという検証をやってからでないと物事は解決していかないのではないかと改めて思われて、委員がおっしゃっていただいたように事前にそういうようなサービスと結びついていなかったと。「これはどのようにするのだ、どのように発見をするのだ」。そのような道しるべといいますか、そのようなところも併せて検討いただくということも大切ではないのかという委員のお考え。本当にそのとおりかなと思っておりますので、またご意見としてお伺いして今後とも少しそのあたりについての議論を進めていただければと思っているところでございます。

　ほかのところのご質問はいかがでしょうか。

○委員

　先ほどの地域生活支援拠点等の整備についての動きとして、基盤整備促進ワーキンググループを設置して、具体的な方策を検討するということなのですが、実際にそのワーキンググループでどのようなことをされるのかもう少し詳しく。どのようなことに向けてということも含めて教えていただけるとありがたいと思いますが。よろしくお願いいたします。

○会長

　よろしくお願いいたします。

○事務局

　生活基盤推進課でございます。また、部会長さんのほうともご相談をして進めたいとは思っておりますが、現在、事務局として考えておりますのは、なかなかこの地域生活支援拠点に特化した予算の、財政支援のほうが国からなされない現状の中で各市町村さんにおかれましては、２４時間の相談対応であったり、緊急対応であったりといったところの財政的なハードルが高いということで、なかなか進まないところでございます。我々といたしましては、もう少し身近なところから始められるような施策について事例を収集をしたり、あるいは、府のほうでアイデアを考えて対応をしたところを委員の方に議論をいただいて、市町村のほうにお示しをできたらと考えております。

○大谷会長

　はい、委員。

○委員

　今の事務局の説明に若干、補足させていただきます。このワーキングですが、実は２年前にも一度、立ち上げて報告を出しているのですが、その後も進まない理由の一つとして、財政的な理由がありました。それ以前からの分も考えますと、最初はそのイメージがなかなかわかないという市町村の声にお答えして、一昨年度、そのような具体例を出すと、今度は財政理由でということで、整備が進まない理由というものが、このように次々と変わっていくわけですね。今度、いかにその、財政的にこうだということがあっても果たして本当にいくのかというのが１点。それと、これは、その府が何かをお示ししたり、国が何かをお示ししてそれで市町村が動くとかそのようなものと違って、これはあくまで自治事務なので当然、市町村が地域の市民である方をどう地域で支えていくのかというボトムアップのアイデアが出てこないとおそらく、今度、何か図をお示ししても次の理由でできない。その繰り返しになりかねないので、今度、立ち上げるワーキンググループでは、当然ながら、その市町村の積極的な意見がぜひとも必要であろうと考えています。私からは以上です。

○会長

　はい。ありがとうございます。補足をいただきました。ほか、ご意見もあろうかと思いますが、少し前に進めさせていただいて、報告事項を。できるだけ皆さんのご意見をいただきたいと思いますので、申し訳ございませんが、少し前へ進めさせていただいてよろしいですか。

　はい。ありがとうございます。それでは、次の報告。ケアマネジメント推進部会、それから、高次脳障がい相談支援体制連絡調整部会、発達障がい児者支援体制検討部会、この３つの報告をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

　地域生活支援課から、引き続きまして、「ケアマネジメント推進部会」の活動報告をさせていただきます。資料に沿って説明をさせていただきます。

　まず、平成２９年度の活動報告でございます。平成２９年度の到達目標としましては、資料に記載させていただいておりますとおり、地域連携に焦点を当てるということにさせていただきまして、地域連携の必要性とその中で相談支援センターの果たす役割、自立支援協議会の活性化等による相談支援体制の充実化。支援の難しい事例における連携等についての調査審議を行っていただき、報告書に取りまとめるということを到達目標に設定させていただきました。

　この目標に基づきましての開催実績でございますが、まず、平成２９年７月６日に第１回を開催させていただきました。第１回部会では、検討テーマの決定、障がい児者の相談支援に関する実施状況調査結果の報告、報告書の方向性と進め方等についてご審議をいただきました。続いて、１０月３０日開催の第２回部会では、報告書案の中間まとめを行わせていただきまして、翌平成３０年１月３０日開催の第３回の部会で報告書の最終取りまとめを行ったという実績でございます。

　右のほうに移らせていただきますが、平成２９年度の検討結果の概要について簡単にご説明をさせていただきます。

　まず、地域の相談支援体制の現状を把握するということを目標にさせていただきまして、地域の相談支援体制整備に関する議論や先行事例の紹介をさせていただくとともに６つの市町村さんに対するヒアリングの調査を行いまして、自立支援協議会の活性化等による相談支援に対しての充実化のための取組みや、支援の難しい事例における連携例等の収集をさせていただきました。

　このような議論やヒアリングの調査結果、先行事例の収集等を踏まえまして、さらに議論を進めさせていただきまして、報告書のタイトルとしましては、「地域の相談支援体制について―地域連携による個別支援と地域づくり―」という冊子を平成３０年の３月に取りまとめさせていただきまして、各市町村さんへ送付させていただくとともに府ホームページへの掲載を行いまして、幅広い周知を図ったところでございます。報告書の構成は、記載のとおり４つの章から成っておりますので、ご覧いただければと思います。

　続きまして、裏面のご説明に移らせていただきます。今年度、平成３０年度の現時点での活動報告になります。今年度の到達目標ですが、今年度、人材養成ということにポイントを置かせていただいております。大阪府における相談支援専門員個人のスキルと相談支援専門員を取り巻くシステム等について実情を整理し、人材養成のあり方を検討した上で、平成３１年度の研修のプログラム改定に対応した大阪府の相談支援にかかる人材養成の取組みや必要性について報告書をまとめるという到達目標を設定させていただいております。

　開催実績でございますが、７月９日ですね。第１回部会を開催させていただきました。第１回部会では、検討テーマの決定、昨年と同様で障がい児者の相談支援に関する実施状況調査結果の報告、報告書の方向性と進め方についてご議論いただいたところでございます。

　また、平成３１年度以降の研修カリキュラム等を検討するワーキンググループの設置についてもご承認いただいたところでございます。

　このご承認いただきましたあとに設置しましたワーキンググループのほうですが、７月以降に概ね月１回程度開催をさせていただいております。このワーキンググループにおいて平成３１年度以降の新プログラムでの研修実施に向けた議論、ご検討を行っていただいております。

　また、報告書の内容といたしましては、相談支援に関わる人材育成の充実にかかる取組みや必要性、相談支援専門員の役割、ワーキンググループでの検討結果等を含みます、大阪府版の相談支援従事者養成ビジョン先行事例の公開等、こういった項目から構成するということを大きな方向性として決定をさせていただいております。

　今後の予定でございますが、先ほどもご説明しましたとおり、概ね、月１回程度ワーキンググループを開催させていただきますとともに、部会については来月の１０月１８日に第２回を予定をしておりまして、年が明けて１月下旬頃に第３回を開催させていただく予定とさせていただいておりまして、報告書の最終取りまとめに向けた作業を行っていく形としております。昨年度同様、取りまとめた報告書につきましては、各市町村さんへも送付、大阪府ホームページへの掲載等の周知を行って参る予定としております。ケアマネジメント推進部会の活動報告は以上でございます。

○会長

　はい。ありがとうございます。

○事務局

　引き続きまして、地域生活支援課のほうから「高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会」、こちらの活動報告をさせていただきたいと思います。

　まず、平成２９年度の活動報告でございます。部会等の検討テーマとしましては、資料の上段に記載のとおりでございますが、高次脳機能障がいにかかる支援体制にかかる調査審議等を行いまして、地域支援ネットワーク支援強化策の実施や、自動車運転評価モデル事業の継続実施を行うとともに市町村さんにおいて、個別事例の検討を促進するためのいわゆる「How To 集」の作成を目指すということでさせていただきました。

　開催日時についてご説明をさせていただきます。平成２９年７月２６日開催の部会では、平成２８年度の事業報告、平成２９年度の事業計画案及び今後の方向性等についてご審議をいただきました。この部会で決定いたしました方向性に基づきまして、９月２０日、１２月７日、翌年の平成３０年３月２日の合計３回、ワーキンググループを開催し、「How To 集」の作成に向けた審議等を行っていただきました。

　平成２９年度の検討結果の概要でございますが、継続事業等の対応としましては、地域支援ネットワーク体制整備事業、自動車運転評価モデル事業、高次脳機能障がい支援困難事例の実態把握等を実施させていただいております。時間の関係上、細かい説明は省略させていただきたいのですけれども、それぞれの事業の内容については、資料をご覧いただければと思います。

　「How To 集」のほうなんですけれども、先程、開催実績のほうで少し触れさせていただきましたが、高次脳機能障がいというものは、個別性が高く、他の障がいと重複しているなど支援が難しいといった特有の課題がございます。こういった課題を踏まえた事例検討を進めることを中心として議論を進めさせていただきまして、市町村における事例検討を活性化するため、医師の先生方、市町村職員の方、障がい福祉事業所の職員さんなど外部の有識者と事務局で協同して「How To 集」の作成作業を行ったところでございます。

　「How To 集」につきましては、最終的な名称を「地域で高次脳機能障がいの方々を支えるヒント集～支援会議や市町村地域自立支援協議会等を活用して～」というように変えさせていただいて、最終成果品とさせていただきました。

　続きまして、裏面に移っていただきたいと思います。高次脳部会の平成３０年度でございます。今年度は、高次脳機能障がい者の支援の実態把握や地域の支援強化策の実施、自動車運転評価モデル事業の継続実施を行うと、こういったところを到達目標とさせていただいております。

　開催実績につきましては、７月１１日に第１回の部会を開催し、平成２９年度の事業報告、平成３０年度の事業計画案及び今後の方向性についてご審議をいただきました。

　右の欄に移らせていただきまして、これまでの進捗状況等についてご説明をさせていただきます。継続事業等の内容といたしまして、３点書かせていただいております。「高次脳機能障がい支援拠点機関への相談支援」ということですが、件数としまして、ここ数年、ほぼ横ばいで推移しているという状況になっているということでございます。「自動車運転評価モデル事業」。これは、昨年度から継続でほぼ、同じ内容でやっておるんですけども、既に運転免許証を取得している高次脳機能障がいの方が安全に運転を再開できるかを考えていただくとともに、大阪府の公安委員会に提出するための診断書を取得することを目的に実施をしております。３点目ですが、「高次脳機能障がい普及啓発促進事業」ということで、高次脳機能障がいの正しい知識や活用できる制度等を周知するための研修会を来年、平成３１年になりますけれども、２月３日に委託事業の形式で実施予定としているというところでございます。

　平成３０年度は、新規の事業としましては３点、掲載させていただいております。まず、「高次脳機能障がい者の支援の実態把握」ということで、いわゆる、アンケート調査を実施させていただいております。障がい福祉サービス事業者に対してのアンケートでございますが、７月に調査票を配布させていただきまして、現在、結果集計中で、集計結果については、府ホームページ等で掲載予定としております。２点目としましては、「コンサルテーション事業」ということで、地域の支援力向上のため、府内の障がい福祉サービス事業所のほうに高次脳機能障がいの支援のコーディネータが出向かさせていただきまして、状況の整理等を行うという流れでございまして、現在、市町村を通じた事業所での事業周知の準備を行っているところでございます。３点目としましては、「高次脳機能障がい支援事例集の作成」ということで、これは、平成３２年度までということで、少しスパンの長い事業でさせていただいているのですが、支援者の方や事業所の方が支援に悩んだ際のヒントとなり、地域の支援力向上を図ることにつながるような事例集を先ほど申し上げましたアンケート結果であるとか、コンサルテーション事業の実施状況等を踏まえまして、平成３２年度末までの期間で作成予定としておるところでございます。少し長くなりましたが、高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の活動報告は以上でございます。

○会長

　はい。ありがとうございます。続けて。

○事務局

　引き続き、次の資料をご覧ください。「発達障がい児者支援体制整備検討部会」について地域生活支援課からご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

　まず、資料の上段です。平成２９年度の検討テーマ、到達目標について。平成２５年度に策定いたしましたプランというものが平成２９年度末で計画期間を終えることになりますので、平成２９年度につきましては、新たなプラン策定について検討をしてまいりました。併せまして、同様に平成２５年度より取組んでおります、発達障がい児者総合支援事業については、これまでの取組みを検証いたしまして、新プランに反映させるべく、今後の施策の展開等について検討をして参ります。

　資料の左をご覧ください。平成２９年度の開催実績についてでございます。部会につきましては、７月から３月にかけまして、３回、行って参りました。段階的にプランの素案からご議論いただきまして、策定に進めて参ったという次第でございます。その間にそれぞれ、専門的な部分をご検討いただくように子どもワーキングと成人ワーキングを設置しておりますので、各それぞれ２回ずつワーキングを開催いたしまして、専門的な分野についてご議論をいただいたということになっております。

　検討結果の概要が資料右側中段にあります。検討項目といたしまして、資料の中段より下をご覧ください。プランにつきまして、主にこの１．、２．、３．について検討いただくとともに、３つ目の施策の体系、具体的な取組みにつきましては、９つの柱を設けまして、それぞれで議論をいただき、方向性を示して参るようなことを行って参りました。

　引き続き裏面をご覧ください。今年度、平成３０年度の部会検討テーマと到達目標でございます。昨年度までの旧のプランでございますが、新たなプランを作るにあたりましては、主に中間評価をベースにプランの検討をして参りましたので、平成２９年度も含めまして、５年間の取組みについて今年度、総括をいたしまして、検証・評価をいたします。併せまして、この間の市町村における取組みについてアンケート及びヒアリング調査を実施いたしまして現状を把握したいと考えております。また、これまで課題としてご指摘のあったそれぞれのライフステージの移行を中心とした支援の引き継ぎの事例について、未実施の市町村の活用を図るべく、事例について検討したいと考えております。

　資料左側をご覧ください。開催実績については、部会については７月１８日に第１回目を開催しております。また、子どもワーキングにつきましては、この９月２日に第１回を開催しております。

　資料の右側。「これまでの進捗状況と今後の予定」につきまして、それぞれ部会と子どもワーキングの第１回目で中間評価について取組みの内容をお示しをして意見をいただいております。併せまして、市町村の取組み状況については、調査を実施して現状を把握しているところでございます。それらを含めまして、再度、資料の左側にありますとおり、この１１月１２日及び３月に部会を開催する予定にしております。併せて、それまでの間に子どもワーキングを１回、成人ワーキングを２回開催することでそれぞれの分野において専門的なご意見をいただき、最終的にこれまでのプランの総括をするとともに市町村の取組み状況を取りまとめまして、特に支援の引き継ぎの事例についてどのように未実施の市町村にお示しするかなどを検討して参りたいと考えています。以上でございます。

○会長

　はい。ありがとうございます。ここまでで少し皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

　はい。特になければ前のほうに進めさせていただきたいと思います。それでは、最後に２部会ですかね。報告をいただいて、全体を振り返ってという形で時間まで審議をさせていただきたいと思います。それでは、残りの就労支援部会、スポーツ体制整備のあり方検討部会の２つですかね。報告をお願いいたします。

○事務局

自立支援課でございます。よろしくお願いいたします。「就労支援部会」とその就労支援部会に設置しております、「工賃向上委員会」についてご説明申し上げます。

　ここの到達目標でございますが、就労支援部会では、第４次障がい者計画の最重点施策に位置づけております、障がい者の就労支援の強化、特に福祉施設から一般就労への移行を促進していくという視点でご審議をいただいております。また、工賃の委員会では、福祉施設で働く障がい者の工賃の向上を図ると。工賃水準の向上ということについてご審議をいただいております。

　平成２９年度の開催実績でございます。就労支援部会につきましては、当該年度、４回、また、工賃の専門委員会では２回、開催させていただいております。この部会、委員会とも毎年度、共通しておりますことは、前年度の取組み状況の実績をご報告申し上げまして、そのＰＤＣＡサイクル管理用シートというようなプラン・ドゥ・チェック・アクションという項目ごとに内容を並べまして、そこで取組みに対する評価、それと今後の取組みの改善についてご意見を賜っているところでございます。特に平成２９年度の就労支援部会の検討結果の概要といたしましては、一般就労への移行を促進するために就労移行支援事業所、それぞれの事業所ごとに就職者数などの実績を大阪府のホームページで公表いたしますとともに、就労移行支援事業所の実績の高いところと低いところと二極化の傾向がございますので、就労実績の乏しい事業所へ大阪府がヒアリングを行いまして、またそういった支援力の向上を目的とした事業所向けの研修を実施しております。そしてまた、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定基準について意見聴取をしたとなってございますが、これは、従来から、障がい者施設に大阪府が物品を発注いたしましたり、役務の提供受ける際には、随意契約という形で契約を締結することができております。ただ、重度障がい者を多数、雇用している事業所でありましたり、特例子会社、あるいは、福祉施設の協同受注窓口についてはこの随意契約の範囲の対象外となっておりましたので、大阪府が府独自の基準を新たに設け、そのようなところも対象とするように基準を設けさせていただいたところでございます。

　同じく、工賃の専門委員会につきましても、ＰＤＣＡサイクルに管理用シートを用いまして、実績に対する評価・取組み改善について意見をお聞きしたところでございます。

　次のページでございます。平成３０年度の開催実績と予定につきましては、就労支援部会につきましては、年３回、予定させていただいております。工賃につきましても年３回、開催させていただく予定でございます。

　今年度につきましても、前年度の取組みの評価、改善についてご審議をいただきますとともに、工賃向上計画の専門委員会におきましては、７月５日に開催いたしました第１回の委員会におきまして、大阪府としての工賃向上計画、平成３０年度から平成３２年度までの３カ年を対象にした計画についてご審議をいただいたところでございます。今後は、第５期障がい福祉計画の目標達成に向け、引き続きこの部会及び委員会でご審議を賜ることとしております。以上でございます。

○会長

　はい。ありがとうございます。引き続き。

○事務局

　それでは、「府域における均衡ある障がい者スポーツ支援体制等のあり方検討部会」についてご報告させていただきます。

　まず、検討テーマ、到達目標でございます。府域における均衡ある障がい者スポーツ支援体制の確保等の観点から、府としての障がい者スポーツ施策の方向性を明らかにした上で、府立稲スポーツセンターの施設機能のあり方と併せて、指定管理者が公募により変更されたときも利用環境の継続性を確保できる手法を検討するものでございます。この検討により、稲スポーツセンターが府域の障がい者の方々やこれら施設を利用する障がいのある方々にとって、より良い施設、あるいは、環境とすることを目指していくものでございます。

　この度、中間報告を得ておりまして、別途、中間報告の概要版、それから本体をつけさせていいただいております。その内容については、中間報告で別途、つけさせていただいている概要版と重複する部分がございますので、そちらのほうでご説明をさせていただきます。

　概要版をご確認ください。概要版の２番。スケジュールのところに基づいてご説明をさせていただきます。これまで、３回、部会を開催させていただいております。概要版は墨字版ですとＡ４の縦のものでございます。このような形のものになっております。後ろから２つ目くらいの資料になっているかと思いますがよろしいでしょうか。

　こちら、今、スケジュールの部分でございます。これまでに３回の部会を開催させていただきまして、１回目で方向性や利用環境、継続性の確保について議論をさせていただきました。２回目で広域的拠点性の確保について。これらを踏まえて３回目。先般、９月５日に中間報告の取りまとめを行っております。今後、１１月２７日に最後となります部会を開催いたしまして、最終報告を取りまとめる予定でございます。最終報告の取りまとめ後、部会は解散する予定と、当初の予定どおりさせていただきます。部会は、部会長ほか、５人の委員の方に審議をいただいております。

　中間報告の概要でございますが、まず、府としての障がい者スポーツ等の施策の方向性について明示しております。府の、広域的・専門的な立場から、中核拠点施設の運営、それから、障がい者スポーツの競技力の向上と裾野拡大、障がい者文化芸術についての振興などの観点からこれらの中核拠点施設と府立稲スポーツセンターの連携あるいは、その強化のあり方について方向性をまず、お示しさせていただいております。

　個別具体的なものといたしまして、まず１点目。利用環境の継続性の確保についてそれぞれ方針を明示させていただきます。まず、報告の１点目といたしまして、利用者の声や利用状況を教室・プログラム等に反映させる仕組み、教室・プログラム等の変更の際の利用者対応のあり方をお示ししております。こちらは稲スポーツセンターで提供している教室・プログラムに関してのものになります。利用者の声を把握し、その結果を教室・プログラム等に反映させるＰＤＣＡサイクルを具体的に回していくためにアンケートを年間を通じて適宜、実施し、その結果を適宜、評価いたしまして、教室・プログラムなどに激変などは避けるといったような配慮を行いつつ、反映させていくということを明示しております。その際、中間拠点施設との連携強化といたしまして、ファインプラザ大阪、ビッグ・アイなどから適宜、助言を得ることとさせていただいております。

　次に２点目でございます。指定管理者が変更される場合の教室・プログラム、それからその外部講師の関係等を継続する手法のあり方といたしまして、まず1点目。教室・プログラム、講師が変更されるときの業者の対応として、教室・プログラムに関しては、利用者説明会により対応し、講師が交代する場合は、交代の２、３回前から現在の講師、新たに講師になろうとする方が同時に対応していくなどにより、利用者に適宜、対応していくということ。それから、教室・プログラムが指定管理者が変わったとしても継続性を確保し、論点といたしまして教室・プログラムについては、今後も引き続き指定管理者要件書等のＰＤＣＡサイクルの導入実施と併せて記載するとともに、講師については、書面により取り交わす。その際の継続のご協力についての依頼等を明記していくといったような対応を明示しております。

　最後になります。広域的拠点性の確保といたしまして、こちらも２点ございます。まず、１点目として、府立支援学校等に対する支援及び連携のあり方といたしまして、稲スポーツセンターが地域活動をいかに展開していくかということで、主に平日に稲スポーツセンターの職員と地域の支援学校に出向いて支援を行うといったことのほか、今後のファインプラザ大阪、ビッグ・アイ等の連携といたしまして、稲スポーツセンターで年に１回行われている卓球大会等に関して、ファインプラザ大阪、ビッグ・アイ等においても幅広くＰＲする等の連携を今後、強化していくといったことを明示させていただいております。繰り返しになりますが、今後、こちらの中間報告をもとに１１月２７日の最後の部会で最終的にブラッシュアップをして結論とさせていただきたいと考えております。ご報告は以上です。

○会長

　はい。ただ今、各部会からの報告でございます。これについて何かご質問等、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

　これ、優先調達法で法律ができたのですが、府下で、自治体でどのくらい優先調達法によって経済メリットといいますか、図れたのかなと思うのですが、そのあたりは把握されているのですか。

○事務局

　優先調達法に基づいて大阪府でもこの随意契約の手法を用いまして、障がい者施設等に大阪府も役務でありましたり、施設から物品を購入させていただくという取組みをしております。

　毎年、この実績も府のホームページなどで公表させていただいているんですけれども、府の方針といたしましては、少なくとも、前年度の実績を必ず、上回るように着実に取組んでいくという方針を掲げてございます。前年度の実績で申し上げますと、約１億６，０００万ほどの金額になる予定でございます。

○会長

　ありがとうございます。できれば、府下の自治体ですね、広域の事例上がどうなのかという、広域の自治体としての努めといいますかね、できればと思います。

○事務局

　すみません。それと、今日は手元に資料を持ってきていないので、今、口頭では申し上げにくいのですが、同じく大阪府のホームページにおきまして、府内各市町村の実績も掲載させていただいているところでございます。

○会長

　はい。ありがとうございます。特に昨今、福祉サービスの可視化ということがいわれております。そのようなところも含めて今後、部会等で検討いただければと思っております。

　それから、スポーツのほうはこれで終わってあと、指定管理者制度に移行するということですか。

○事務局

　既に指定管理制度を導入させていただいておりまして、この結論を受けて来年度の指定管理者の選定等の手続を行いまして、改めまして管理者による運営を再来年度からスタートさせる予定でございます。

○会長

　なるほど。はい。わかりました。今までは随意だったのですか。

○事務局

　現在も、もうすでに指定管理制度を導入しておりますので、現在も指定管理者にして、運営の指定を行いまして、運営をしているところでございます。

○会長

　なるほど。そういう指定管理者としての方向性のようなところをあてられた。

○事務局

　はい。稲スポーツセンターと中核拠点との連携でご参入いただいているものでございます。

○会長

　はい。ありがとうございます。

○委員

　全般的な意見をいわせていただきたいと思っておりますが、前回のこの自立支援協議会が１月だったと思うのですね。少し変な時期にあって。これでやっといいサイクルに乗ったとなというのがまず、感想です。この時期に平成２９年度の報告を聞くのもなかなか辛いものもありますので、次はぜひ、３月に開いていただきたいと思っています。

　要は、その年度年度の区切りに実際に財政措置なども睨みながら実行性のある提言をしていくことが私は大事だと思います。

　本日の議論なのですが、少し議論のリアリティということで、若干、少しイライラするところがありまして、一番最初のところなどは、市町村名を伏せて議論をするので、なかなか具体的なイメージがわからないのですね。その一方で、報告のほうには、堂々と各市町村名が載っているということがあって、ここはやはり議論のリアリティからいうと、やはり具体的な市町村の中でその支援協議会の議論をしたいということが私の感想です。

　それから、各部会の報告。最後のスポーツのところは、とても資料があってわかりやすかったのですが、ほかの部会があまりにも要約の要約というスタイルなので、非常にそれこそ、議論のリアリティがないといいますか。ホームページに載っていますと、見てくればよいのかもしれませんが、なかなか、事前に見てくるわけにもいかないので、できたら横にそのような資料集などもこの会議の席に置いていただいたら、そちらをチラチラと見ながら議論もできるのかなと思います。あるいは、昨今ですね。その中でもタブレットに入っていましてね。タブレットを順番に開くと資料がパッと見ることができる、かさばらなくてすむというそんな審議会もありますので。そんな工夫をしていただくとたぶん、もっとリアリティを持って議論できるのではないかという気がします。

　それから、３つめなのですが、やはり、ここにあることはとても充実した内容で議論が進んでいて、成果物も出来上がっていると思うのですが、この、障がい者の全般の中ですね。やはり、もっと本当は議論せなあかんことがあるんじゃないかと。そのことを、何を議論するかということを決めるそういう部会を、これは私、何度も言ってますけれども、ぜひ、設置をして欲しいのです。

　例えば、今、一番、現場で困っているのは、人がなかなか来ない。各事業所で来ない。あるいは、人材流出してしまう。たぶん、自立支援協議会などで話をしていましても、そういう人が来ない、来ない。じゃあ、その来ないことに対して府として、府はやはり人材を支援する大きな役割がですね、市町村と違ってあると思います。その、人が来ないということをちゃんと真剣に議論をする部会が要るんじゃないかと思ったりしますし、あるいは、先ほど委員からありましたが、本当に支援が必要な人に届いていないということですね。もっと、真正面から取組むようなそのような部会がないのかという気がします。

　要は、今、福祉のサービスは申請主義でありますが、いわゆる、プッシュ型。最近、政府もいっています。プッシュ型のサービスを構築するためのそういう部会みたいなものをぜひ、検討する。たくさん、ほかにもあるんですけれども、要は、何を検討すべきかを検討する部会ですね。ぜひ、作っていただきたいと思っております。以上です。

○会長

　はい。ありがとうございます。３点、いただきました。まず、１点目。基礎自治体、名称がアルファベット仮名になっている。この点についてどうかということでございます。それから、資料についての提案でございます。ここはまた検討していただきたいと思っております。それから、３点目。議論することを集約するような部会があってはどうかということでご提案をいただきました。これについてもまた事務局でも検討させていただきたいと思います。

　まず、１点目のところだけ、先に。

○事務局

　すみません。障がい福祉企画課でございます。議題１のほうでご議論いただきました、具体的にどの協議会に入っていくかというところで今、ＡとかＢとか伏せた状態で、今日資料をお示ししていることについてのご意見をいただいたと思いますが、こちら、イメージをしにくいというところもあるのは確かにそのような側面もあろうかと思います。ただ、今日の時点でこのような形で、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄという形でお示しさせていただきましたのは、具体的にその調整する協議会側、市町村側のところで、やはり、支援に入ろうとすることは、その自分のところでどこまでができていて、どこまでをこれから課題としていくかということは自己分析もしながらというところもありまして、そのあたりのところで、自分のところの市町村名を公表した段階でどこまでそのできていないということを認識できるかというあたりと、どこまで我々が支援に入る立場として、どこまでの方が認識をしているかというところで現時点においては、具体的によりよい方向で支援に入るためには具体的にどこまで課題認識を持っているかということをなるべく、出していただいたほうが良いだろうというところで、そのあたりの観点からＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄという形にさせていただいたところでございます。

　今回入る３カ所の派遣先を今回、提案させていただきましたので、そこまでについてはこのような形でさせていただきますが、次回以降につきまして、また、どのような形で提供できるのかということを検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長

　はい。ありがとうございます。委員のご指摘を踏まえて、最後の報告書のほうでは、少し検討をさせていただきたいという意向でございます。ありがとうございます。

　はい。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。委員はよろしいですか。

○委員

　それでは少し。

○会長

　はい。

○委員

　今、委員からリアリティな議論というお話をいただきまして、そのようなことをいわれると私は非常に喋りたくなってしまうのですが、私も相談支援アドバイザーとしまして、平成２９年度に決まったＡ市ですね。実は、昨日も行ってまいりました。そこの部分で生の現場のお話を少しこの場でご紹介させていただきたいと思いますが、障がい福祉サービスを使う前に今、現在、相談支援専門員がサービス等利用計画、お子さんの場合は、障がい児支援利用計画というものを作成しておりますが、数字上はいわゆる、その達成率というのでしょうかね。中にはセルフ。相談支援専門員の数が足らない市町村においては、セルフと称する何かプランを作っている。果たして、その相談支援専門員が作成する計画書の中に本当に障がいのある方のご本人さんの思いであったりとか、魂がその中に表出されているかどうかという点について私は、そこに重きを置いております。

　そのような点でＡ市のサービス等利用計画の内容についての評価。実は私は、評価という言葉を使いたくありません。評価という言葉を使うと、市町村の職員さんも、プランナーである相談支援専門員も非常に委縮をしております。というのは、優劣をつけられるような感覚に陥っておられると。ですので、私は、最近、検証という言葉を使うようにし、評価するのではないと。サービスの支援の内容を検証するんですというお話をさせていただきました。

　昨日もある、相談支援専門員に計画書についての指摘をさせていただきましたら、その相談員の方が「私が今まで使っていた倫理観が間違っていたのではないか。この仕事を続けていく自信をなくした。」というくらいショックを私の言葉を聞いて受けたということだったのですけど、大阪府ケアマネジメント部会が作られた、「サービス等利用計画サポートツール」をもう一度、読み直されて元気が出て、もう一度、現場で利用者の家に訪問されて、重度の身体障がい者の女性の方に何度もお話を聞いて計画書を書き直したと。その書き直した計画書を利用者の方に見ていただいて、私の思っていることはこのとおりですということをおっしゃっていただいて、非常に仕事に対するモチベーションが上がりましたという発表がございました。

　そのような点でも私が、いろいろな市町村に行って、お話をさせていただくことが地域の支援体制に多少なりとも影響を与えているのかなと思うとうれしいものでもありますが、そのようなコツコツした取り組みのほうも行っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○会長

　委員がおっしゃったように、物事はすぐさま、変わるわけではございませんので、地道な努力というものもまた、求められているのかなと思っております。

　われわれ、先程、委員も含めてですが、地域でやはり、課題になっているようなことが、今、８０歳や５０歳の方々、これはもうたちまち、どうするのだというところで、それぞれ暮らしていらっしゃる。そのようなことを踏まえてどのようにリアリティのある議論をしていくかというところが一つ、問われているのだろうと思っています。

　特に、発達障がいのところでも、子ども部会というのですがいわゆる、トラディションでも幼児期から学童期へ入る。それから、学童期から、１８歳で支援学校を出ますから、そのトラディション。連携のあり方もそれぞれどのようにリアリティを持って市町村ごとに提示できるかというところがポイントだとと思っているのです。特に、就学前の子どもたちというのは、今まで、保健師さんやそのようなところとやっておりましたから、あるいは、看護師さん。訪問看護も含めてですが、そういった方々、あるいは、医療がいるような方々、そのような方々が学童期に入ったときに発達障がいにはどのようなサポートが必要か、あるいはまた、就職に向けてどのようなサービスが必要なのかというようなところで、自治体の中ではそれぞれ、縦割りになっていましてね。なかなかその、自立支援協議会の中でも子ども、障がい児部会をどこが担当するのか。障がい福祉課が担当をするところもあれば、子ども部会を子育て支援課もやっている。そうになるとここの連携が十分に取れていないまま、いろいろプランを立てていただいても、宙に浮いてしまうという、そういう各自治体の実態のようなものをやはり反映する形で提示をしていただく。ライフステージに応じた支援というようなことになってくるのだろうと思うのですが、そのようなところを少しリアリティを持たせていただければ基礎自治体の状況等も含めてリアリティを持たせていただければと思ったりもしています。

　それから、もう１点。地域包括ケアシステムという言葉が出されております。以前、大阪府では、地域包括という言葉ではなくて、地域ケアシステムという文言を用いておりました。それは高齢者と違うケアシステムだということで、少し作っていたかと思うのですが、高齢者のほうの介護保険では、この地域包括ケアシステムという言葉を使っているわけですが、そのような概念が一緒なのかどうかというところも少し検証をしていく必要もあるのかなと思っております。

　その辺のところ、障がい者の地域包括ケアシステムと高齢者の地域包括ケアシステムと違うのか、同じなのか。その辺の定義等も含めてもう少しそのあたりでリアリティといいますか、理解を生むようなあり様のようなことができればありがたいと思っております。

　はい。ほかは。私の思うところはそのくらいですが、ほかはいかがでしょうか。せっかくの時間でございますが、もうあと、５分くらいしかございませんが。いかがでしょうか。

　あと、委員、医療的ケアの必要な重症心身について何か。

○委員

　ありがとうございます。先程、おっしゃられていたことも私も本当に思いながら、それぞれの部会の報告などを聞かせていただいて、もちろん自分もその中で考えていく必要があると思いながら、自分の一番重要だと。また、今後、どうしていくのかということがなかなか見えていない部分ということで、どこでどのように意見を出せばよいか考えていただくようなお話というか、質問をさせていただいてよいのかわからない中で少し言っていただいていると思うのですが。

　これは、この会議そのものでやるという話ではないのかもしれませんし、場に合ったこともいえないのですが、今、委員がおっしゃった医療的ケアが必要な方が地域の中でこれから暮らしていくということについてどのように組み立てていけばよいのかというものが方向性、いろいろな制度やいろいろなものが示されている中で、まだそれでも親御さんたちは、入所施設というものがベースにあって、そこには医療がついていて、それがなければこの地域の中では暮らしていけないんじゃないかと、そこにもう、止まったままなのですね。この間、ずっといろいろな議論がなされて、いや、地域に帰っていくし、これからも入所施設を作るのではなくて、地域の中で皆で支え合って生きていこうではないかというお話は、まさにそのとおりだと思って進んできてはいるのですが、実際今、現実は、親御さんたちにとって医療もかなり厳しい量が必要な方が地域の中で親御さんがいない中で暮らしていけるシステムというものがどこに行けばそれを受けることができるのかと。相談支援が充実していれば相談に応じていろいろなものを示していただけるのかもしれませんが、現実にはどのような暮らしが用意されているのかということが今、親御さんたちにとっても、おそらく、ご本人さんにとっても見えないのではないか。今、何とか元気にしておられるというところでどうにかというところではないかと思いますので、今後、もし、もちろん、その人たちだけの問題では決してないと思いますが、本当に命を長らえているだけではない人たちが生きていく部分を何とか多くの方々の知恵をお借りしてシステムという形の中に入れていただける議論もぜひとも、どこかで加えていただければありがたいと思っております。ありがとうございました。

○会長

　はい。ありがとうございます。基礎自治体も含めて大阪府としての広域行政のあり方というところでは、ある意味では、そのような基礎自治体の状況が同じかというところ、それがどのように動いているのか。各自治体の自立支援協議会の活性化をすることによってそのようなところも見えてくるのではないかということで、取組んでいるわけですが、今日の皆さんのご意見をいただいて、さらにそのような地域で暮らす障がいのある方々の地域生活支援に資するような支援のあり様を今後とも目指していきたいと考えておりますので、繰り返しになりますが、物事は一挙には前には進みませんが、ぜひ、皆さんの諦めないご意見を賜って、少しでも解決に向けて一歩を踏み出していただければ大変ありがたいと思っておりますので、どうぞ、今後ともよろしくお願いをしたいと思っております。いたします。

　本来であれば、一人一人、ご意見をいただく。まだ、ご発言いただいていない方、いただくことができれば大変、ありがたいと思いますが、一応、皆さまにお約束した時間がもう、ほぼ、来ておりますので、最後にこれだけは言っておきたいということがあればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。はい。ありがとうございます。

　それでは、特になければこの自立支援協議会、第１回目の自立支援協議会を閉めたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、マイクを事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

　委員の皆さまには、ご議論・ご意見を賜り、誠にありがとうございました。これを持ちまして、「平成３０年度第１回大阪府障がい者自立支援協議会」を閉会いたします。本日はありがとうございました。